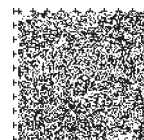


第 1 部

東京都発達障害教育の推進

- 1 東京都発達障害教育推進計画策定の背景
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の性格
- 4 東京都発達障害教育推進計画の施策体系図



1 東京都発達障害教育推進計画策定の背景

(1) 我が国の近年の動向

発達障害の児童・生徒への支援については、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。平成17年4月施行）第8条において、国及び地方公共団体が「適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置」を講じる責務を有する旨、規定されました。また、平成19年4月の学校教育法の一部改正では、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られるとともに、特別支援教育の対象が、発達障害を含めた障害のある幼児・児童・生徒となり、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を実施することとされました。

さらに、国連総会における「障害者の権利に関する条約」の採択（平成18年12月）後、批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が平成25年6月に制定され、平成28年4月に施行が予定されています。

また、平成24年7月には、中央教育審議会^{*1}初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*2}構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示され、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであり、合理的配慮^{*3}と基礎的環境整備^{*4}を充実させていくことが重要であるとしています。

^{*1}中央教育審議会

文部科学省に置かれ、文部科学大臣の諮問に応じて、教育に関する重要事項等を調査審議し、意見を述べる審議会。初等中等教育分科会等五つの分科会を設置している。

^{*2}インクルーシブ教育システム

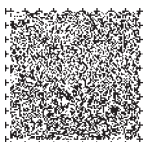
障害者の権利に関する条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

^{*3}合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

^{*4}基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となる環境整備のこと。これらの環境整備を基に、設置者及び学校が各校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。



(2) 都におけるこれまでの取組

東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）は、平成16年11月に、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、これまで、第一次（平成16年度）、第二次（平成19年度）及び第三次（平成22年度）の各実施計画に基づいて、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーター^{*5}の指名など、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。あわせて、特別支援学校のセンター的機能^{*6}を生かし、小・中学校及び高等学校（以下「高校」という。）からの要請に基づく巡回相談等を行う仕組みを構築しました。

特に、第三次実施計画では、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応えるため、教員が巡回して発達障害教育を実施する特別支援教室の全公立小・中学校への導入方針を明らかにし、小学校の特別支援教室については、平成24年度から3か年のモデル事業を行うなど、平成28年度からの順次導入への準備を進めてきたところです。

(3) 都における発達障害教育の現状と課題

都教育委員会では、平成26、27年度に都内の幼稚園・保育所等、公立小・中学校及び高校に対し、通常の学級における発達障害の児童・生徒等の在籍状況や支援の実態を把握するための調査（以下「実態調査」という。）を実施しました。その結果、通常の学級に在籍する発達障害と考えられる幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育所等で5.1%、小学校で6.1%、中学校で5.0%、高校で2.2%であることが分かりました。

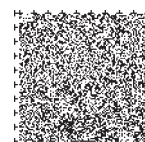
これまでの取組等により、教員や保護者等の発達障害に関する理解が進み、発達障害の児童・生徒に対する指導・支援が広がってきていますが、一部の学校では、発達障害の児童・生徒への対応が、いまだ学級担任等各教員の経験に基づく指導によるところが大きいという実態があります。また、医療・心理等の専門家からは、発達障害と不登校やいじめなどの教育課題との関係性や、発達障害の児童・生徒が通常の学級での学習や集団参加において様々な困難を抱え、自尊感情を低下させやすいことなどが指摘されています。

^{*5}特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う。

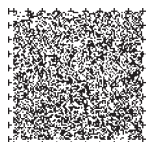
^{*6}特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小・中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。



(4) 計画の策定

都教育委員会は、これらの課題や、近年の発達障害教育を取り巻く状況の変化、医療・福祉・教育関係の有識者の意見等を踏まえ、これからの都が目指すべき発達障害教育の基盤整備に必要な具体策について様々な視点から検討を行い、全ての公立学校における発達障害教育の充実に向けて計画的に取り組む施策を明らかにする東京都発達障害教育推進計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

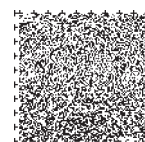


2 計画の基本理念

(1) 基本理念と計画策定の視点

1 (1) で記載したとおり、現在、国では、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めています。中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」としています。さらに「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。」とした上で、次の3点の考え方を示しています。

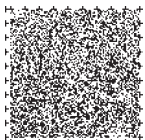
- 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。



特別支援教育を推進していくためには、このような考え方に立ち、基礎的環境の整備を進め、その上に一人一人の障害特性に応じた支援を行うなどの合理的配慮の提供を進めていく必要があります。

これまで、都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画に基づく施策を進め、共生社会の実現に向けて、小・中学校及び高校の特別支援教育体制の構築や個に応じた指導・支援の充実に取り組んできました。このことは、インクルーシブ教育システムにおける基礎的環境整備と合理的配慮につながるものです。

都教育委員会は、本計画を策定するに当たり、これら国の考え方を踏まえながら、特に発達障害の児童・生徒に対応した特別支援教育の充実を目指し、都の実態に応じた基本理念及び計画策定の視点を定めました。



【基本理念】

- 公立学校に在籍する発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行います。
- 発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充します。

【計画策定の視点】

本計画は、「多様な教育体制の整備」、「指導内容・方法の充実」、「推進体制の充実」の三つの視点を基本に、これからの発達障害教育の充実に必要な具体的施策を体系化します。

視点1 多様な教育体制の整備

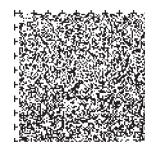
発達障害の児童・生徒一人一人が、障害の状態に応じた多様な教育を受けることができる体制を整備します。

視点2 指導内容・方法の充実

児童・生徒の長所を伸ばす視点に立ち、障害特性や児童・生徒の状態に応じた指導内容・方法を開発し、適切な指導・支援の内容の充実を図ります。

視点3 推進体制の充実

発達障害教育を担う教員の専門性の向上を図るとともに、広く都民の理解を促進することなどにより、発達障害の児童・生徒に早期から一貫性のある継続した指導・支援を行う体制を充実します。



3 計画の性格

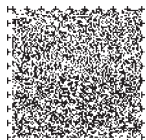
(1) 計画の性格

本計画は、児童・生徒の発達段階や障害特性に応じた指導・支援や、小・中学校及び高校での一貫性のある継続した教育、学校・学級不適應などへの対応、教育と保健・医療・福祉・労働との連携等について検討し、発達障害教育の充実に必要な具体的施策を盛り込んだ、都における今後の取組を明らかにする総合的な計画です。

なお、本計画においては、現状と課題を踏まえ、「具体的な取組」のほか、今後更なる検討を要する事項については、「更に検討を要する取組」として示しています。

(2) 計画期間

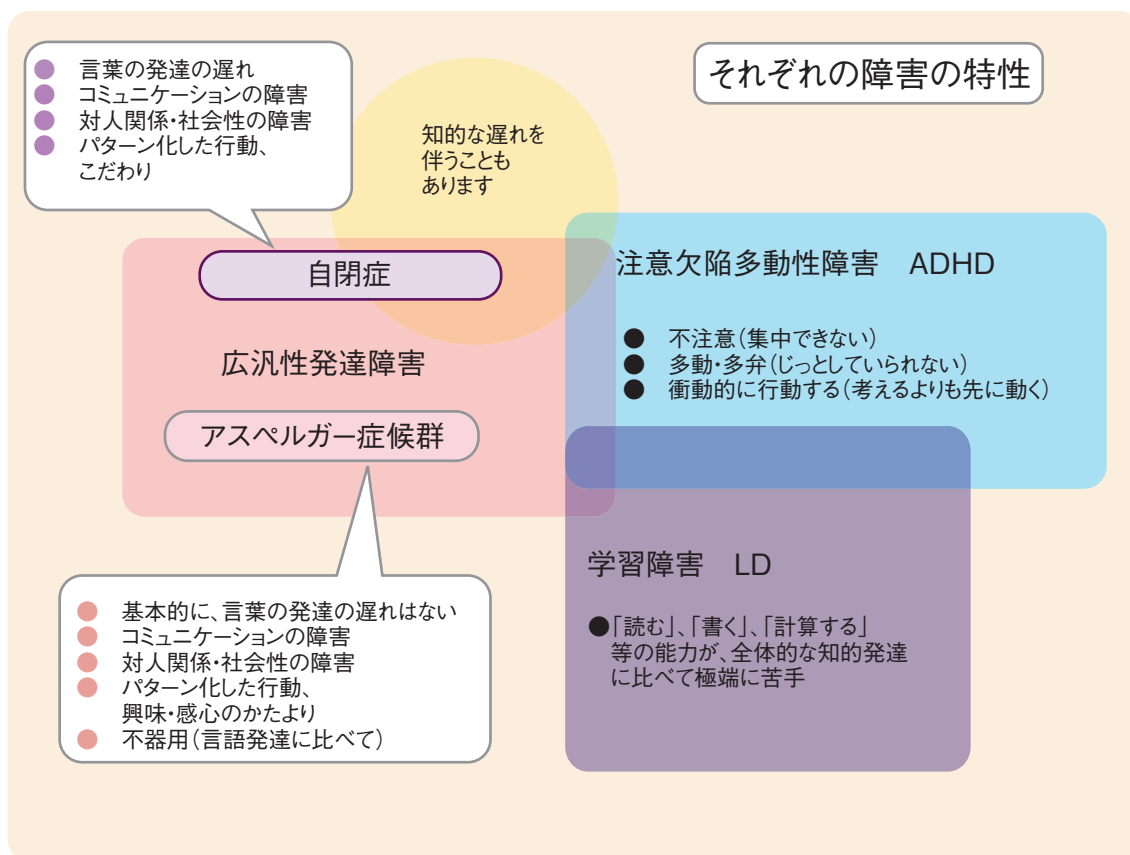
発達障害教育における課題を解決するため、教育条件の充実を図ることは、現在の小・中学校及び高校において喫緊の課題であることから、本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としています。



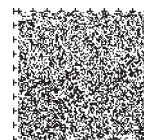
(3) 主な発達障害の定義

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。



(発達障害情報・支援センターホームページより)



主な発達障害の定義は以下のとおりです。

■自閉症の定義 <Autistic Disorder>

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■学習障害 (LD) の定義 <Learning Disabilities>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

■注意欠陥多動性障害 (ADHD) の定義

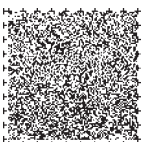
<Attention-Deficit Hyperactivity Disorder>

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※ アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

(文部科学省ホームページより)



(4) 発達障害の特徴

発達障害は発達のかたに生まれつき凸凹がある障害です。人間は、時代背景、その国の文化、社会状況、家庭環境、教育など、多様な外的要因に影響を受けながら、一生かけて発達していく生物であり、発達障害をもつ人も同様です。

つまり、年齢とともに成長していく部分もあり、必ずしも不変的な障害とはいえないのです。

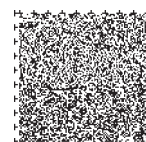
もちろん個人差はありますが、「障害だから治らない」という先入観は、成長の可能性を狭めてしまいます。

周囲が彼らの凸凹のある発達のかたを理解しサポートすることにより、「障害をもちつつ適応していく」という視点をもつことは重要です。

(発達障害情報・支援センターホームページより)

このような特徴を踏まえ、児童・生徒がその持てる力を十分に発揮し、自立と社会参加を実現していくために、発達障害の児童・生徒の障害による困難の軽減に向けた教育の役割が極めて重要になります。

本計画においては、都内公立小・中学校及び高校に在籍する全ての発達障害の児童・生徒を対象として施策を示していきます。



4 東京都発達障害教育推進計画の施策体系図

